

7 高 第 7 8 5 号
平成27年8月26日

各介護保険施設長 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての居住情報の登録申請等について

平素より介護保険行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーを記した通知カードについて、平成27年10月5日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住民票上の住所（以下「住所地」という。）を介護保険施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に居住者が不在であることから、当該住所地において通知カードの送付を受けることができない方については、ご本人や代理の方から住所地がある市区町村に対して、あらかじめ入所等先を居所として登録すると、入所等先で通知カードを受け取ることが出来るようになりました。

つきましては、貴施設におかれましては、長期入所等中の方で施設等に住所地を移していない方に対する居所情報の登録に関する周知及び居所情報登録申請書のご確認等について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添厚生労働省通知等をご確認願います。

担当	介護計画・企画担当	松本
電話	075-414-4578	
FAX	075-414-4572	
Email	t-matsumoto92@pref.kyoto.lg.jp	